

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

◆令和元年度の一般免除申請の受付が7月1日から始まります

国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。令和元年度の受付は、令和元年7月1日(月)から始まります。

【対象期間】 令和元年7月分から令和2年6月分までの期間

※なお、免除・猶予申請は2年1か月前の月分までさかのぼって申請をすることができます。

【保険料納付猶予制度について】

50歳未満の方で、本人・配偶者の所得が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

【保険料の一部免除について】

一部免除(4分の3免除、半額免除または4分の1免除)が承認された期間は、必要な保険料を納付しないと未納期間となります。

保険料の納め忘れの状態が続くと、障害や死亡といった万一の際に障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合があります。申請を忘れていたために未納期間がある方などとはご相談ください。

■問い合わせ 南国年金事務所 ☎864-1111
(自動音声案内②→②を押してください。国民年金課に繋がります。)
市民課年金係 ☎880-6555

なんこく歴史散歩

第76回

吉川清太郎

吉川清太郎は、文久3(1863)年に長岡郡長岡村甘枝分に生まれ、肥沃な土地で作物栽培に適し、収穫した粳は糖分が多く、種子用として高い人気がありました。

清太郎が13、14歳の頃、親族より二番稲の種子五合をもらい、「坊主」という早稲を作った後、半夏生の日に蒔きつけ苗を植え、二期作米の研究に取り組みました。残念ながら、早稲のために成功はしませんでした。若い頃から農業の発展に真剣に取り組んでいました。

明治32(1899)年に県立農業試験場が創立されると、農夫長(農業監督)として勤務し、24年間、品種改良、耕種技術改善、二期作の完成などに手腕を発揮しました。大正6年(1917)には、大日本農報社から「実験水稲二期作栽培法」を発行して栽培の指針を示しました。

また、明治42(1909)年には有限責任種籾販売組合を創設し、原種の採取田を設けて品種の改良と良種の普及に努めました。その15年後に籾種販売組合の組合長となり、組合業務を刷新し、優良品種の育成を図るなど長岡台地の農業の発展に尽力しました。昭和10(1935)年には、長岡郡町村農会の発起により長岡農協



吉川清太郎胸像と吉川速水頌徳碑

■問い合わせ
生涯学習課文化財係
☎802・6062

親子クイズ 566

Q 今年5月には、「令和」で初となる春の叙勲・褒章受章者が発表されました。次の質問に答えて下さい。

- ① 国家または公共に対して功労のある者を勲等に叙して、勲章を授けることを何と言いますか?
- ② 社会の各分野における優れた行いや業績のある者に褒賞の記章を授けること、あるいはその記章を何と言いますか?
- ③ 栄典に関する政府事務を行うのはどこでしょう? 局名まで答えて下さい。
- ④ 栄典の授与を行うのは誰でしょう?

【第565回解答】

10cm

【第565回当選者】

山本 博憲	(駅前町)
片山 わこ	(大埴乙)
塚地 陸	(西山)
永野 明	(蛭が丘)
横畑 琢夫	(立田)

★応募総数/56通

★正解率/93%

親子クイズは、広報委員が毎月順番に考えています。

■応募締切/7月8日(月)必着
■あて先/〒783-8501
南国市大埴甲2301
南国市企画課「親子クイズ係」
*はがきで応募
■賞品/正解者の中から抽選で、5名に図書カード(1,000円)を贈呈

ふれあいつながって 98 人権学習シリーズ

身近な人の人権

間など、社会の中では言葉遣いや相手の気持ちを考えることにできるだけが、家庭ではまったくといっていいほど意識できていなかったのです。

家庭の中にも口調や言葉による心理的な暴力や、身体的な暴力など、さまざまな人権問題が生じがちです。家族にありのままの自分を認めてもらえなかったり、心無い言動を受けたたりすることは、同じことを他人からされるよりも何倍もつらい気持ちになります。

家族や大切な人にもそれぞれの考え方や生き方があり、二人ひとりが明日への希望とともに暮らしたいと願っているはずです。自分の価値観だけで判断せず、その人の多様性を認めて、それを態度で示せるようになりたいものです。

*このシリーズはあなたとあなたの周りにいる人の間に温かなつながりが生まれることを願い、人権について考えるきっかけになることを目的としています。

■問い合わせ
人権啓発広報委員会
☎880・6569